

# 山梨県公報

第千三百八十三号

平成十五年

五月十九日

月 曜 日

## 公 告

番の五地先まで

新	二四・〇〇 三五・三三	三五七・〇〇
---	----------------	--------

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年六月十九日まで縦覧に供する。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ケーヨーデイツー竜王店

2 所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田字大明神河原一七二三番一

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十四年十月二十八日

三 意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(-) 駐車場の位置及び構造等

四 意見を述べた日

平成十五年五月七日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年四月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

## 目 次

道路の区域変更……………三二七

## 公 告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………三二七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………三二七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三二九

換地処分の実施……………三二九

## 教育委員会

落札者等の決定について……………三三〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一四〇号

三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡中道町大字上曾根字上瀬古三三〇 六番の五地先から 東八代郡中道町大字下曾根字堰向二二九二	旧	一〇・〇 二九・五	三七四・五

- 1 商号 マルサ建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 大月市大月一丁目十九番八号
- 3 代表者の氏名 井上真一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第三三五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年三月二十五日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 山梨設備工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町上野原四千二百二十番地
  - 3 清算人の氏名 中島正人
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第四三六四号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 山本工業所

- 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡勝沼町等々力二百七十七番地
- 3 代表者の氏名 山本邦一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第七〇三一号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月七日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年四月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 小林建設工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡勝山村千二百二十四番地
  - 3 法定相続人の氏名 小林桂樹
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七五六三号
  - 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月七日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年四月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社小山田木鋼所
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見千二百六十八番地
  - 3 代表者の氏名 小山田哲夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第三四三三号

- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十五年五月十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十五年四月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 隆生建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡武川村牧原六百九十番地
  - 3 代表者の氏名 前嶋輝雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第四六五〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十五年五月十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十五年四月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社総合建設斉藤組
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町栗合二百六十九番地
  - 3 代表者の氏名 斉藤浩樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第三二一三三号

- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十五年五月十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十五年四月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社山梨施設管理
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市山宮町三百二十七番地三
  - 3 代表者の氏名 丸茂元
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第六八四四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年四月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十五年五月十九日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
東八代郡一宮町北都塚字亀沢二八八の一、二九二の一、二九三の一及び二九四の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市古上条町二百二十五番地一 生活協同組合コープやまなし 理事長 山本豊美

● 換地処分の実施  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（円野地区第四工区）の換地処分を平成十四年十一月一日実施した。

平成十五年五月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

## 教育委員会

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月十九日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量  
県立学校教育情報化推進事業用パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 横浜支店  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号
- 五 随意契約に係る契約金額  
二億五千九百三十二万九千九百四十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約により契約の相手方を決定した理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため。